

令和8年4月21日 開会
令和8年4月21日 閉会
第 24 回
(通算第 250 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 4 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和8年4月13日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和8年4月21日
2	場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 24 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		令和8年4月21日
招集の場所		吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応 招 委 員	農 業 委 員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	河 口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂
不応招委員		なし
出 席 委 員	農 業 委 員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	河 口 貴哉 菊池 美和 杉ノ内 孝太 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂
欠 席 委 員	農 業 委 員	7番 橋本 修治
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	齋藤 一政 澄川 敦馬
欠 員		あり(農地利用最適化推進員1名)
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 齋藤 真央 事務局員 松林 龍太郎
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会		議長は 9時40分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		田村 薫平 米田 浩司
会期の決定		令和8年4月21日
開 議		令和8年4月21日
備 考		

第 24 回農業委員会
(通算第 250 回)

令和8年4月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地利用最適化推進委員の委嘱について |

事務局	本日の欠席の方は、橋本委員、齋藤一政委員、澄川委員で、出席は農業委員さん 12 名の内 11 名という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として田村委員、米田委員を指名します。 議案第 1 号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。 今回の申請は、6 件あります。4 番と 5 番は関連しているので、一緒に説明します。 1 番について説明します。農地の所在は〇〇、地目は畑、面積 128 m²、所有者は〇〇さんです。非農地の事由は年月日不詳の頃より〇〇の敷地として利用しており、今後も農地として利用することは考えられない。耕作は不可能であり、農地への復旧は困難であるためです。 非農地の手続きの流れは、このあと議長から 3 名の委員さんを指名していただき、3 名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。
議長	はい、それでは議案第 1 号 1 番につきまして、現地確認をしていただきます 3 名の農業委員さんをご指名申し上げます。 1 名の方は尾崎委員さん、それから右田委員さん、それから河口委員さんの 3 名にお願いしたいと思います。 先ほど事務局が言いましたように、現地確認していただければ、後に来月の委員会の中で発表をしていただく、という形になろうかと思います。
事務局	2 番について説明します。農地の所在は〇〇、地目は畑、面積 59 m²、所有者は〇

議長	〇さんです。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、今後とも農地として利用することは考えられず、農地への復旧は困難であるためです。 非農地の調査の委員さん3名の指名をお願いします。 同じ〇〇地区でございますので、議案第1号1番と同様でございますして、尾崎さん、右田さん、河口さんをお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。 はい、ありがとうございます。それでは3番の方の説明をお願いします。
事務局	3番について説明します。農地の所在は〇〇、地目は畑、面積 626 m²、所有者は〇〇さんです。昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、今後とも農地として利用することは考えられず、農地への復旧も困難であるためです。 非農地の調査の委員さん3名の指名をお願いします。
議長	3番について〇〇の案件ですが、ご指名を申し上げます。 指名する委員さんは杉ノ内さん、田淵さん、それから河野（かわの）さんに現地の確認をしていただくようによろしく願いをいたします。
事務局	4番と5番について説明します。 4番は、農地の所在は〇〇、他2筆、地目は田、合計面積 1,632 m²です。所有者は〇〇さんです。 5番は、農地の所在は〇〇、面積 456 m²、所有者は〇〇さんです。昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、山林化しており、耕作は困難であるためです。また、〇〇治山事業が予定されており、保安林に指定する予定だということです。 非農地の調査の委員さん3名の指名をお願いします。
議長	議案第1号3番と同じ案件、〇〇の案件でございますので、前回3番と一緒に杉ノ内さん、田淵さん、河野（かわの）さんでよろしく願いしたいと思います。
事務局	6番について説明します。農地の所在は〇〇、地目は畑、面積 78 m²、所有者は〇〇さんです。年月日不詳の頃より耕作しておらず、森林・山林・原野の状態で農地として回復が困難であるためです。 非農地の調査の委員さん3名の指名をお願いします。
議長	6番につきましても4番同様、杉ノ内さん、田淵さん、河野（かわの）さんでお

事務局	願いいたします。 それではですね、議案第 2 号に移らせてもらいます。農地法 3 条の規定による認可申請が出ておりますので、事務局説明をよろしくお願いいたします。 議案第 2 号について説明します。 この案件は、農地の売買をするときに、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるもので、申請が提出されたものとなります。 農地の取得を許可する要件は、主に 3 つあります。 ①農地を取得する人が農地のすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③周辺地域の営農に支障がないこと です。 委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。 今回の申請は 3 件です。 1 番について説明します。 農地の所在は〇〇、地目は田、面積 1,855 m²です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から東に約 1,1 km のところにある農地で、有償譲渡で 10 a あたり 20 万円だそうです。 譲受人の〇〇さんは、この農地で野菜や果樹を栽培されるそうです。機械は草刈り機と管理機を所有されています。 〇〇さんは、周辺の農業経営方針を確認して耕作するので、問題ないと思われるが、万が一苦情が出た場合は、責任をもって善処するとのこと。 以上ご審議をお願いします。
議 長	それでは、この〇〇の案件につきまして、尾崎委員さんに現地の方確認していただいておりますので、よろしくお願いいたします。
尾崎委員	おはようございます。〇〇さんのところへ伺ってですね、家から 50 m くらいの所に、その農地がありまして、ちょうど昼休みで忙しい時で、ちょっと現場に行ってみてくれえちゅう事で現場に歩いてですね、取り付け道路と水路があって、別に周りに支障をきたすような事はございません。大丈夫です。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。現地の方はそのような状況でございます。それでは、第 2 号 1 番につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見の

事務局	ある方、挙手をもってよろしくお願いします。 無いようですね。無いようでしたら承認の方に移らせていただきます。それでは議案第2号1番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございます、全員賛成でございます、認可相当とみとめます。 2番について説明します。 農地の所在は〇〇、地目は畑、面積は1,543㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から東に約1kmのところにある農地で、無償譲渡されるそうです。 譲受人の〇〇さんは、この農地で、野菜やハーブを栽培されるそうです。機械はトラクターと田植え機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機を所有されています。 〇〇さんは、農薬はほとんど使わないので周辺地域への影響はないとのこと。以上ご審議をお願いします。
議 長	それでは議案第2号2番につきまして、現地の方、また尾崎さんに確認していただいておりますので、よろしくお願いします。
尾崎委員	〇〇さんはですね、以前から〇〇さんと話をしていた、ただ、なかなか〇〇さんの相続に関する手続きが完了しない状況がありまして、それがようやく、登記名義が〇〇さんに移ったので、今回譲渡してもらった、という事です。現地はですね、〇〇の下の方にある農地で、今までも耕作されている状況があり、今後そこで野菜やハーブを作るという事だったです。以上です。
議 長	それでは現地の方はそういったような事でございます。議案第2号2番につきまして、皆様のご質問等受けたいと思います。質問のある方、挙手をもって、よろしくお願いします。 無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。それでは議案第2号2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手をよろしくお願いします。はい、全員賛成でございますので、認可相当と認めます。 続きまして第2号の3番につきまして、事務局説明をよろしくお願いします。
事務局	3番について説明します。 これは、農地法3条の中の農地の貸し借りの申請です。契約期間は6年間で使用

	貸借です。 審査基準は、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、周辺地域の農地の効率的な利用に支障がないことを審査することとなっております。 農地の所在は〇〇、他 4 筆で、地目は田、合計面積は 6,374 m²です。 貸付人は〇〇さん、〇〇の方、借受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇から〇〇方面に約 2 kmのところにある農地です。 借受人の〇〇さんは、この農地で、野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター等を所有されています。 〇〇さんは、農薬と化学肥料は使用せずに野菜の栽培を行うため、周辺地域へ及ぶリスクはないものと考えるところです。また、圃場周りの通路や畦畔の草刈りを定期的に行い、周辺の環境整備に貢献する方針であるところのことです。 以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、それでは〇〇の案件につきましては、杉ノ内さんの方で現地の方を見ていただいておりますので、よろしく願いをいたします。
杉ノ内委員	おはようございます。〇〇さんの方にお話を伺いまして、主に秋冬でアブラナ科作物を作って、〇〇に関しましてはビニールハウスを建設中なのを、現地にて確認しています。本人の〇〇さんの方にも一応許可をもらっているという事なので、問題はないかと思われます。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは 2 号 3 番の〇〇の案件につきまして、みなさんのご意見を受けたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくをお願いします。 無いようですので、採決の方に移らせていただきます。第 2 号 3 番につきまして、承認される農業委員さんの挙手を求めます。はい、全員賛成ですので、認可相当と認めます。 続きまして議案第 3 号に移ります。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が出ておりますので、事務局よろしくをお願いします。
事務局	議案第 3 号について説明します。 この案件は、農地転用の申請です。農地法第 4 条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。

	許可の条件はいくつかありますが、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。 農地の所在は〇〇、地目は畑、面積 242 m²で、申請者は〇〇さんです。場所は〇〇から北に約 200mのところにあります。 転用の目的は駐車場の建設です。理由は隣接宅地〇〇には車の回転場が無く、敷地の進入口は狭く、接した道も広くないため脱輪の危険がある、別件申請地の〇〇、駐車場・進入路と合わせて、〇〇を駐車場・回転場として利用したい、とのことです。 この農地は第2種農地となります。第2種農地とは、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地です。第2種農地は代替地がない場合は転用が可能です。 また、申請地に隣接する農地があるが、周囲に間隔をあげ、法面施工し、土砂等が流出しないようにするとのことです。また、排水は、雨水しか出ないので、自然透過し問題ないと思えるが、近隣より苦情が出た場合は善処されるそうです。 土地改良区からは特に意見なしということです。 転用の確実性を見るため資金を確認しますが、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。 この農地は10月の農業委員会総会において、吉賀農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見をお聞きしたところです。内容は、吉賀町で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められ、特に意見なしとしたものです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了しております。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	はい、それでは議案第3号につきまして河野（かわの）委員さんの方に現地を確認していただいておりますので、よろしくおねがいします。
河野雅俊委員	おはようございます。今事務局の説明にあった通り、去年の10月にも出て説明させてもらったところではあるんですけど、何ら問題はないかな、という所です。ちょっと面積が多いように感じる方もおられると思うんですけど、大体、家の段差と50cmから1mくらいの段差があって、全部埋めておかないと駐車場部分だけにすると奥が結局下がったままで、使えない農地になってしまうので、全部埋めて活用したい、という事でした。それ以外についても特に問題ありませんでした。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは議案第3号につきまして、ご意見を受

事務局	けたいと思います。ご意見ある方、挙手をもって、よろしくお願いします。 無いようでしたら裁決の方に移らせていただきます。 それでは議案第3号につきまして賛成の方の農業委員の挙手を求めます。はい、全員賛成でございますので認可相当と認めます。 続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されておりますので、この件につきまして事務局説明をお願いします。 議案第4号について説明します。 この案件は、農地転用の申請です。農地法第5条とは、農地の権利移動を伴う農地転用で、農地を買って建物などを建てる場合の申請となります。 許可の要件として、いくつかありますが、委員の皆様は周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。 農地の所在は〇〇、地目は畑、面積は98㎡です。 譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。 農地の場所は、議案3号の〇〇さんが駐車場を建設されるところの隣です。転用の理由は駐車場・進入路の建設です。 この農地は第2種農地となります。第2種農地とは、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い農地です。第2種農地は代替地がない場合は転用が可能です。 また、申請地の西側に農地があるが、間隔をあけ、法面施工し、土砂等が流出しないようにするとのこと。また、排水は、雨水しか出ないので、自然透過し問題ないとするが、近隣より苦情が出た場合は善処されるそうです。 土地改良区からは特に意見なしということです。 転用の確実性を見るため資金を確認しますが、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。 この農地は10月の農業委員会総会において、吉賀農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見をお聞きしたところです。内容は、吉賀町で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められ、特に意見なしとしたものです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了しております。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	それでは、議案第3号と関連したものですけど、現地の方を河野（かわの）さんに見ていただいております、よろしくお願いします。
河野雅俊委員	はい、先ほどと同じ理由で問題ありませんでした。以上です。

議 長	はい、ありがとうございました。一連の事務手続きを書類をもって提示及び説明した、というところでございます。それでは、皆さんのご意見がありましたら挙手をもってよろしくお願いします。 はい、無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。議案第４号につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので、認可相当と認めます。 それでは承認事項の最後になります。 議案第５号、農地利用最適化委員の委嘱につきまして、事務局から説明を伺いたいと思います。
事務局	議案第５号について説明します。 農業委員会として農地利用最適化推進委員の委嘱について決定します。令和８年２月４日付けで辞任届が提出され、３月末をもって農地利用最適化推進委員に１名欠員が生じることになりました。そのため、３月１日から３月３１日まで募集を行った結果、募集人数１名のところ１名の応募がありました。４月１３日に５名の農業委員による農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し評価を実施したところです。 評価委員会の委員長である河野委員より評価結果の報告をお願いします。
河野達委員	４月１３日に５名により推進委員候補者評価委員会を開催しました。審議の結果、応募者の１名について農地最適化推進委員候補者評価委員として適正であると評価しましたので報告します。以上です。
議 長	第５号議案も、ご覧になっていただけたらお分かりになると思いますけど、候補者は〇〇さん、〇〇の方でございます。担当地区等につきましては資料提示した内容のとおりでございます。 ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。 よろしゅうございますか。それでは採決の方に移らせていただきます。第５号議案、農地最適化推進委員委嘱につきまして、農業委員さんの賛成の方の挙手を求めます。 はい、全員賛成でございますので、第５号議案は認可されました。 ありがとうございました。承認事項は以上でございます。

事務局	続いて、報告事項でございますが、特に中間管理機構等々の関係がずっと出てきております。皆さんにご意見をお聞きしようと思っておりますので、報告事項第1号から、事務局説明をお願いいたします。 議案の8ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りとなります。 標題は農用地利用集積等促進計画の認可について（一括方式）となっておりますが、一括方式とは、農地を所有者から農地中間管理機構に貸付する契約と、中間管理機構から耕作者に貸付する契約を同時に行うことを一括と呼びます。 では、簡単に読み上げます。 農地中間管理機構をとおした貸し借りの要件は、主に3つあります。 ①農地を取得する人がすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③耕作者が地域計画の目標地図に位置付けられていること この要件については、事務局で聞き取りを行い、要件を満たしていると判断し、農地中間管理機構へ申し出をしたところ、この内容でよいと決定されましたので、吉賀町で促進計画として認可いたしました。 報告事項となりますので、了解をいただきましたら地区担当の委員さんの署名をお願いします。
議 長	というような事でございます。何かこの件につきまして、ご意見がありましたら伺います。 一応事務方の方の手続きはきちっとすましておる、というところでございます。よろしゅうございますかね。 はい、それでは次に移りたいと思います。報告事項第2号でございます。 農地法第18条第6項の規定に基づく届け出がでておりますので、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案の11ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが解約された案件の届出です。 1番は〇〇で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は健康上の問題とのことです。 2番は〇〇で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由

議 長	は経営規模の縮小とのことでした。 3 番も〇〇で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は経営規模の縮小とのことでした。 以上で説明を終わります。 報告事項第 2 号につきましては解約関係の詳細でございます。 続きまして報告事項第 3 号、非農地証明交付申請が出ております、事務局お願いをいたします。
事務局	議案の 1 2 ページをご覧ください。これは 3 月に非農地証明書の交付申請があったものですが、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。
議 長	先月に出たもんですので、ここの件につきましては河野（かわの）委員さんでよろしいですか。はい、報告をお願いします。
河野雅俊委員	はい、前回の総会の後、橋本委員と杉ノ内委員と 3 人で見に行きまして、かなりイノシシに荒らされている状況もあり、もう境も分からないといった状況で、非農地も致し方ないかな、というところで判断をしました。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。これで非農地の証明の現地確認につきまして報告は終わります。 報告第 4 号、農業用施設を建設する場合の届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案の 1 3 ページをご覧ください。 この届出は、自分で耕作する農地に 2 0 0 m²未満の農業経営施設を建設する場合は、農地転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただきます。この度その届が出されたので報告します。 農地の所在は〇〇、地目は畑、面積は 262 m²、届出人は〇〇さん、〇〇の方、農業用機械を倉庫に置くことが増え、農作業時に軽トラを倉庫前に着けるための通路の設置とのこと転用面積は 40 m²です。 以上で説明を終わります。

議 長

以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9 時 4 0 分閉会